

都市再生緊急整備支援パッケージ



すべて令和7年10月時点の情報です。

主に建物所有者・開発事業者向け

区域面積

国制度	1 都市再生特別地区	既存の用途地域等の規制にとらわれず自由度の高い都市計画を定めることが可能		5,000m ² 以上
		新規	拡充	
市独自支援	2 民間都市再生事業計画認定制度	・国交大臣の認定により税制特例措置や民都機構による金融支援を受けることが可能		
	3 暮らし・にぎわい再生事業	・まちなかにおける公益施設を含む都市機能や賑わい空間の整備を総合的に支援		1,000m ² 以上
	4 優良建築物等整備事業	・緊急整備地域内の建築物更新に係る解体費や整備費等を支援		500m ² 以上
	5 緊急整備地域建築物更新促進事業	・国の要件を満たさない小規模な老朽ビル更新に係る解体費等を支援		250m ² 以上 500m ² 未満
	6 緊急整備地域木の文化都市見える化事業	・緊急整備地域内の建築物の木質化に係る設計費や整備費を支援		
	7 緊急整備地域ZEB等設計支援事業	・緊急整備地域内のZEB等建築物の整備に係る設計費を支援		面積要件なし
	8 屋上等緑化助成金	・まちなかにおける建築物の屋上や壁面の緑化に係る経費を支援		

事業所・店舗向け

すべて市独自支援

1 都心軸集客力向上店舗整備事業

- ・広域集客につながる都心軸沿いの1階路面店への出店を支援

2 緊急整備地域 商業機能集積促進事業

新規

- ・緊急整備地域内の建物更新とあわせた1階路面店への出店を支援

3 クリエイティブイノベーション 創出助成金

新規

- ・デジタル関連企業やクリエイター等の事業所開設を支援

4 本社機能強化促進 企業立地助成金

拡充

- ・市外からの本社機能移転に係る事業所開設を支援

観光業等事業者向け

すべて市独自支援

1 宿泊施設改修事業費補助

- ・宿泊施設のおもてなしや利便性向上のための改修費を支援

2 外国人旅行者受入環境整備費補助

- ・宿泊施設、観光事業者、飲食店等の外国人旅行者受入環境の整備を支援

3 工芸で彩るもてなし空間 魅力向上事業

- ・宿泊施設や料亭における伝統工芸品等の装飾品購入を支援

1 都市再生特別地区

対象区域	都市再生緊急整備地域
概要	土地の高度利用を図るため、石川県の都市計画決定により、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い都市計画を定めることが可能
事業規模	事業区域面積5,000m ² 以上 ※道路中心線まで区域に含めることができる。
計画事項	<p>【既存の規制にとらわれず定められる事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・容積率の最高限度（400%以上）及び最低限度・高さの最高限度（金沢駅周辺区域に限る）・建ぺい率の最高限度・建築面積の最低限度・壁面の位置の制限 <p>【上記により適用を除外できる建築制限】</p> <ul style="list-style-type: none">・用途地域による容積率制限・高度地区による高さ制限・斜線制限
備考	金沢市都市再生特別地区運用指針に基づき、地域整備方針との整合等について審査を行います。
URL	金沢市都市再生特別地区運用指針 https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikeikakuka/gyomuannai/1/1/2/sonota/30005.html
お問合せ	都市整備局都市計画課 TEL:076-220-2353 mail:tokei@city.Kanazawa.lg.jp

2 民間都市再生事業計画認定制度

対象区域	都市再生緊急整備地域														
概要	国土交通大臣に申請を行い、認定された場合、税制上の特例措置や金融支援を受けることが可能														
事業規模	事業区域面積5,000m ² 以上 ※道路中心線まで区域に含めることができる。														
税制特例	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建築物</td> <td>・所得税、法人税</td> <td>25%割増償却【5年間】</td> </tr> <tr> <td>・登録免許税</td> <td>0.4→0.35%に軽減</td> </tr> <tr> <td>・不動産取得税</td> <td rowspan="2">課税標準から1/5を控除</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>・不動産取得税</td> </tr> <tr> <td>公共施設等※</td> <td>・固定資産税、 都市計画税</td> <td>課税標準を3/5に軽減【5年間】</td> </tr> </table>			建築物	・所得税、法人税	25%割増償却【5年間】	・登録免許税	0.4→0.35%に軽減	・不動産取得税	課税標準から1/5を控除	土地	・不動産取得税	公共施設等※	・固定資産税、 都市計画税	課税標準を3/5に軽減【5年間】
建築物	・所得税、法人税	25%割増償却【5年間】													
	・登録免許税	0.4→0.35%に軽減													
	・不動産取得税	課税標準から1/5を控除													
土地	・不動産取得税														
公共施設等※	・固定資産税、 都市計画税	課税標準を3/5に軽減【5年間】													
※道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設、省令で定める都市利便施設															
金融支援	一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO機構）により、環境や防災に配慮した優良な開発事業に対する資金調達支援が可能です。														
参考URL	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省HP <ul style="list-style-type: none"> – 民間都市再生事業計画 (https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi Tk_000016.html) – 税制 (https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi Tk_000040.html) ・民間都市開発推進機構HP (https://www.minto.or.jp/) 														

3 暮らし・にぎわい再生事業

対象区域	金沢市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地
事業規模	敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計が1,000m ² 以上
対象事業	国の暮らし・にぎわい再生事業（都市機能まちなか立地支援事業）
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・公益施設を含む都市機能導入施設の整備を行うこと 【公益施設】社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設 等 多数の者が出入りし利用することが想定される施設 【都市機能導入施設】公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設 ・地階を除く階数が3階建て以上であること
対象経費・限度額	<p>【対象経費】調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費（空地等整備費含む）、 まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費 等</p> <p>【補助率】2／3（国1／3、地方1／3）</p> <p>【限度額】国補助の2倍を上限として、予算の範囲内で補助</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金による支援を受ける場合、暮らし・にぎわい再生事業計画を策定する必要があります。 ・空きビル再生支援、賑わい空間施設整備支援の内容については下記国交省HPをご確認ください。
URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000063.html
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々が集い、文化芸術活動や創造的な活動を生み出す交流機能を充実 ・商業・宿泊・業務・居住に加え、文化・学術の発展にも資する機能を強化 など
お問合せ	都市整備局市街地再生課 TEL:076-220-2675 mail:shigaichi@city.Kanazawa.lg.jp

教育文化施設



地域交流施設



4 優良建築物等整備事業 拡充

対象区域	都市再生緊急整備地域
事業規模	敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計が500m ² 以上
対象事業	国の優良建築物等整備事業制度要綱に規定する事業のうち、優良再開発型市街地環境形成タイプ、優良再開発型共同化タイプ及び市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプに該当する事業
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・総合設計制度に基づく公開空地又は準ずる空地を設けること ・壁面は都心軸の沿線に面して2m以上後退させること（歩道幅員の状況により要協議） ・都心軸に面した1階部分は、不特定多数の者が利用できる店舗とすること
対象経費・限度額	<p>【対象経費】調査設計計画費（実施設計、工事監理のみ）、建築物除却等費、 共同施設整備費（空地等整備費含む）</p> <p>【補助率】2／3（国1／3、地方1／3）</p> <p>【限度額】国補助の2倍を上限として、予算の範囲内で補助</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市優良建築物等整備事業補助金交付要綱 ・優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住街発第63号） ・制度期間 令和12年度まで ・建築物更新に係る初動期活動の支援制度有り（100万円/件）
URL	※今後公開予定
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した建築物の再整備により、防災機能を向上 ・多様な人々が集い、文化芸術活動や創造的な活動を生み出す交流機能を充実 ・歩行空間やオープンスペース、緑地等の創出を推進など
お問合せ	都市整備局市街地再生課 TEL:076-220-2675 mail:shigaichi@city.Kanazawa.lg.jp

公開空地の事例

自由通路（屋外）



広場（屋外）



自由通路（屋内）



広場（屋内）



5 緊急整備地域建築物更新促進事業 新規

対象区域	都市再生緊急整備地域
事業規模	敷地面積250m ² 以上500m ² 未満
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地前面に接する間口に2mを乗じた面積以上の公益的空間を設けること 【公益的空間】地域住民が随時利用できる広場及び緑地 道路混雑の解消を図る車寄せ、周辺の事業者が利用できる共同荷捌き場 等 ・都心軸に面した1階部分は、住宅以外の用途に供すること
対象経費・限度額	<p>【対象経費】建築物除却費、公益的空間整備費 【補助率】1／3 【限度額】建築物除却費 5,000万円、公益的空間整備 100万円</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市緊急整備地域建築物更新促進事業補助金交付要綱 ・制度期間 令和12年度まで ・建築物更新に係る初動期活動の支援制度有り（100万円/件）
URL	※今後公開予定
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した建築物の再整備により、防災機能を向上 ・歩行空間やオープンスペース、緑地等の創出を推進 など
お問合せ	都市整備局市街地再生課 TEL:076-220-2675 mail:shigaichi@city.Kanazawa.lg.jp

6 緊急整備地域木の文化都市見える化事業 拡充

対象区域	<u>都市再生緊急整備地域</u>
主な要件	地上3階建て以上の建物
対象経費・限度額	<p>【対象経費】</p> <p>a.建築物の新築、増築、改築、修繕及び模様替に伴う工事のうち、緊急整備地域内の道路から通常望見できる部分の木質化に係る<u>実施設計費</u>及び工事費</p> <p>b.aの工事と併せて行う構造の木質化に係る<u>実施設計費</u>及び工事費</p> <p>【補助率】 2／3</p> <p>【限度額】 実施設計：300万円 工事：1,000万円</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市緊急整備地域木の文化都市見える化事業補助金交付要綱 制度期間 令和12年度まで 補助金の交付にあたり、「木の文化都市」創出モデル事業選考会において、事業の適用の可否について審査を行います。
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikeikakuka/gyomuannai/1/1/2/kinobunka/8382.html
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 公共空間や建築物に木の質感を醸し出すを取り入れ、木の文化都市の継承・創出を推進 鼓門やもてなしドームなどで構成される金沢駅東広場及び周辺の中高層建築物群の落ち着いた形態意匠との調和に配慮した都市開発事業を誘導
お問合せ	都市整備局都市計画課 TEL:076-220-2353 mail:tokei@city.kanazawa.lg.jp

市內先進木造建築物事例



中層木造建築仮想設計

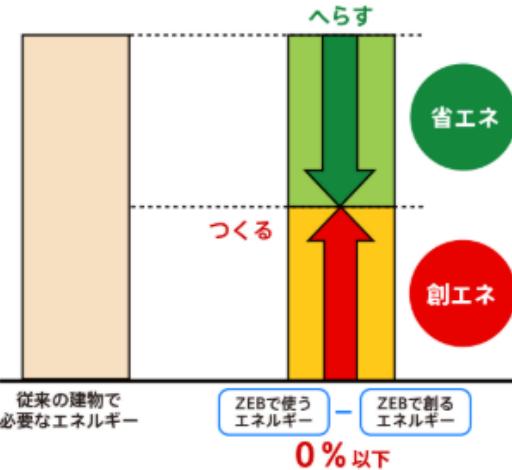


7 緊急整備地域ZEB等設計支援事業 新規

対象区域	<u>都市再生緊急整備地域</u>				
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積300m²以上の建物 ・ZEB及びZEH-MのBELS（第三者評価機関による性能表示）を取得した事業であること ・BELSの取得は補助事業の実施年度の2月末日までに取得すること 				
対象経費・補助額	<p>【対象経費】ZEB及びZEH-Mの新築等に係る上乗せ設計費相当（設計検討・省エネ計算費用、BELS取得手数料）</p> <p>【補助額】※いずれも定額</p> <table> <tbody> <tr> <td>①延床面積300m²以上2,000m²未満</td> <td>補助額 ZEB : 150万円 ZEH-M : 60万円</td> </tr> <tr> <td>②延床面積2,000m²以上</td> <td>補助額 ZEB : 300万円 ZEH-M : 100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ZEB及びZEH-Mの複合建築物で、それぞれの基準を満たす場合は補助額を合算</p>	①延床面積300m ² 以上2,000m ² 未満	補助額 ZEB : 150万円 ZEH-M : 60万円	②延床面積2,000m ² 以上	補助額 ZEB : 300万円 ZEH-M : 100万円
①延床面積300m ² 以上2,000m ² 未満	補助額 ZEB : 150万円 ZEH-M : 60万円				
②延床面積2,000m ² 以上	補助額 ZEB : 300万円 ZEH-M : 100万円				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急整備地域ZEB等設計支援事業費補助金交付要綱 ・上乗せ設計を行う建築士事務所等について、市内での事務所登録などの条件があります。 ・補助申請はBELS取得後、補助事業実施年度の3月13日までにBELS評価書の写し等必要書類と併せて提出してください。 ・制度期間：令和12年度まで ・工事費、設備費については環境省等の支援メニュー活用もご検討ください。 				
URL	※今後公開予定				
地域整備方針	・建築物の屋上・壁面の緑化やZEB等の普及促進を通じたカーボンニュートラルを推進				
お問合せ	環境局ゼロカーボンシティ推進課 TEL:076-220-2507 mail:zerocarbon@city.kanazawa.lg.jp				

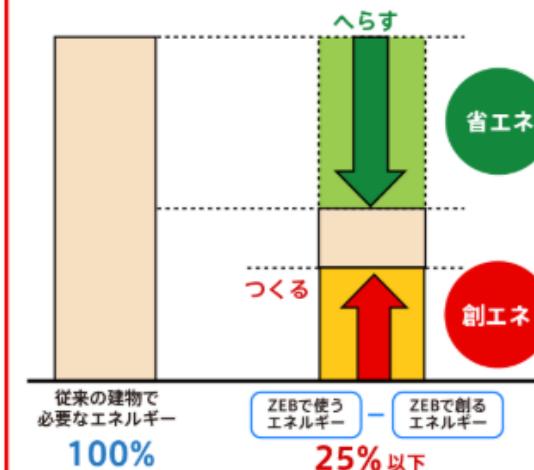
『ZEB』(ゼブ)

省エネ+創エネで **0%以下**まで削減



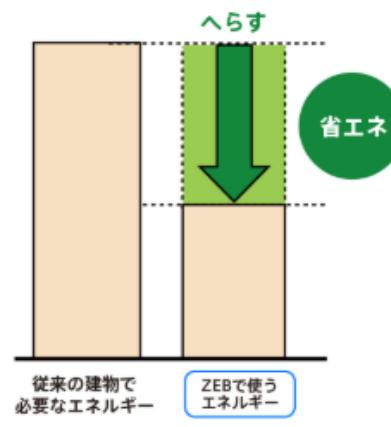
Nearly ZEB (ニアリーゼブ)

省エネ+創エネで **25%以下**まで削減



ZEB Ready (ゼブレディ)

省エネで **50%以下**まで削減



ZEB Oriented (ゼブオリエンティッド)

延べ面積が **10,000m²以上**の建物

省エネで用途毎に限定する削減量を達成+未評価技術*導入による更なる省エネ

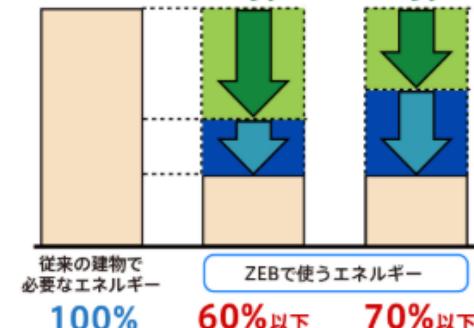
事務所等・学校
・工場等

40%以上
へらす

ホテル等・病院等・百貨店等
・飲食店等・集会所等

30%以上
へらす

省エネ
+
更なる省エネ



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

(出典) 環境省ホームページ「ZEBの定義」
<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>

8 屋上等緑化助成金

対象区域	中心市街地活性化基本計画における中心市街地
主な要件	緑化面積要件は、屋上緑化・壁面緑化ともに3m ² 以上
対象経費・限度額	<p>【対象経費】植栽経費、植栽基盤造成経費など緑化に関する経費 【助成率】1／2 【助成基準上限額】 ・屋上緑化 50,000円/m² ・壁面緑化 5,000円/m² 助成総限度額は、屋上緑化・壁面緑化合わせて50万円</p>
備考	<ul style="list-style-type: none">金沢市屋上等緑化助成金交付要綱プランター（1基100リットル以上で固定式のもの）での植栽も可能です。
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/72/okujoryokukajosei.pdf
地域整備方針	・建築物の屋上・壁面の緑化やZEB等の普及促進を通じたカーボンニュートラルを推進
お問合せ	都市整備局緑と花の課 TEL:076-220-2356 mail:midobana@city.Kanazawa.lg.jp

屋上緑化事例



東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
(東京都港区)

壁面緑化事例



戸田建設株式会社
(茨城県つくば市)

出展：公益財団法人都市緑化機構 みどりの表彰・助成 [第21回 屋上・壁面緑化技術コンクール] (左)
[第22回 屋上・壁面緑化技術コンクール] (右)

対象経費整理表

補助対象経費		補助制度	暮らし・にぎわい	優良建築物整備	建築物更新促進	木の文化	Z E B等
実施設計	調査、計画	●	—	—	—	—	—
	一般的な実施設計	●	●	—	—	—	—
	工事監理	●	●	—	—	—	—
	木の文化設計（構造、意匠）	●	●	—	●	—	—
	Z E B設計	—	—	—	—	—	●
解体	建替のための解体	●	●	●	—	—	—
新築・建替	専用部（すべて）	—	—	—	—	—	—
	専用部（賑わい交流施設）	●	—	—	—	—	—
	共用部	●	●	—	—	—	—
	木の文化上乗せ（構造、意匠）	●	●	—	●	—	—
	Z E Bによる上乗せ分	—	—	—	—	—	—
	公益的空間	—	—	●	—	—	—
	空地（歩行者空間等）	●	●	—	—	—	—
改修	専用部（すべて）	—	—	—	—	—	—
	専用部（賑わい交流施設）	—	—	—	—	—	—
	共用部	—	—	—	—	—	—
	木の文化上乗せ（構造、意匠）	—	—	—	●	—	—
	Z E Bによる上乗せ分	—	—	—	—	—	—

同一の補助対象経費に対してどの支援制度を活用するかは、開発事業者等の裁量とします。
対象経費の詳細については各支援制度の要綱等をご確認ください。

1 都心軸集客力向上店舗整備事業

対象区域	都心軸沿い（武蔵～香林坊～片町・広坂・豊町）かつ商店街エリア内
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の業種のいずれかに該当する店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・衣服等販売店 ・伝統工芸品等の販売専門店 ・健康スポーツ関連施設 ・文化芸術等の「コト消費」に繋がる店舗 ・都心軸沿いの1階路面店で、借り上げ期間が2年以上であること ・都心軸にふさわしくかつ集客力のある店舗であること ・100m²以上の店舗面積があること ・商店街に加入し、その活動に協力すること
対象経費・限度額	<p>【対象経費】店舗の内外装工事費 (給排水設備など建物と一体工事は除く)</p> <p>【補助率】1／2 【限度額】1,000万円</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市都心軸集客力向上店舗整備事業補助金交付要綱 ・助成には審査会での認定が必要となります。
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shokogyoshinkoka/gyomuannai/3/6600.html
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な集客力を備えた商業機能を強化するとともに、新たな雇用を創出する多様な業務機能を集積 ・質の高い文化芸術に触れる機会を充実するとともに、ほんものの魅力の創造・発信により文化観光を推進 ・空き店舗への出店やビル低層部の商業利用、市外からのオフィスの移転・開設等を促進 など
お問合せ	経済局商工労働課 TEL:076-220-2193 mail:syoukou@city.Kanazawa.lg.jp

2 緊急整備地域商業機能集積促進事業

新規

対象区域	都市再生緊急整備地域内
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 建物の新築またはリノベーションをしてから6月以内に借り上げて出店する店舗 小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかの店舗 1階路面店で、借り上げ期間が2年以上であること
対象経費・限度額	<p>【対象経費】店舗の内外装工事費（給排水設備など建物と一体工事は除く）</p> <p>【補助率】1／2</p> <p>【限度額】500万円</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市緊急整備地域商業機能集積促進事業補助金交付要綱 制度期間 令和12年度まで
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shokogyoshinkoka/gyomuannai/3/6600.html
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な集客力を備えた商業機能を強化するとともに、新たな雇用を創出する多様な業務機能を集積 老朽化した建築物の再整備により、防災機能を向上 空き店舗への出店やビル低層部の商業利用、市外からのオフィスの移転・開設等を促進 など
お問合せ	経済局商工労働課 TEL:076-220-2193 mail:syoukou@city.Kanazawa.lg.jp





3 クリエイティブイノベーション創出助成金

新規

対象区域	金沢市内全域（①都市再生緊急整備地域、②その他の市内区域）									
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市に事業所等を有しない企業・クリエイター等であること 1期以上の事業実績があり、事業所での業務を3年以上継続する見込みであること 店舗、工場、併用住宅及び金沢市設置の貸し事業所は対象外 									
対象業種	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、デザイン業、著述・芸術家業、広告業、土木建築サービス業のうち、建築設計業、機械設計業、写真業									
対象経費・限度額	<p>【対象経費】 ①雇用者5人以上 ②雇用者5人未満 ※非正規含む、事業所開設後1年以内に雇用 • ①のみ対象：用地取得費、建物取得・建設費、新規雇用（金沢市内在住の正規雇用者） • ②③対象：建物改修費、設備取得・移設費、土地・建物賃借料（最長3年間）</p> <p>【助成率・限度額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①都市再生緊急整備地域</th> <th>②その他の市内区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成率等</td> <td>30%、新規雇用20万円／人</td> <td>20%、新規雇用20万円／人</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>①3,000万円 ②600万円</td> <td>①2,000万円 ②400万円</td> </tr> </tbody> </table>		①都市再生緊急整備地域	②その他の市内区域	助成率等	30%、新規雇用20万円／人	20%、新規雇用20万円／人	限度額	①3,000万円 ②600万円	①2,000万円 ②400万円
	①都市再生緊急整備地域	②その他の市内区域								
助成率等	30%、新規雇用20万円／人	20%、新規雇用20万円／人								
限度額	①3,000万円 ②600万円	①2,000万円 ②400万円								
備考	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市クリエイティブイノベーション創出助成金交付要綱 ①都市再生緊急整備地域に係る助成率・限度額の規定は令和12年度まで 									
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/10/1/3343.html									
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な集客力を備えた商業機能を強化するとともに、新たな雇用を創出する多様な業務機能を集積 空き店舗への出店やビル低層部の商業利用、市外からのオフィスの移転・開設等を促進など 									
お問合せ	経済局産業政策課企業誘致室 TEL:076-220-2225 mail:kigyou@city.kanazawa.lg.jp									

4 本社機能強化促進企業立地助成金

拡充

対象区域	金沢市内全域（①都市再生緊急整備地域、②その他の市内区域）									
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業所開設に関する投資額が5,000万円以上 新規雇用者（金沢市在住の正規雇用者）を開設後1年以内に5人以上雇用 									
対象経費・限度額	<p>【対象経費】 用地取得費、建物取得・建設費、建物改修費、設備取得・移設費、土地・建物賃借料（最長3年間）、新規雇用（金沢市内在住の正規雇用者）</p> <p>【助成率・限度額】 新設：<u>市内に本社機能を有さず</u>、市外から市内に本社機能の全部又は一部を移転する企業 増設：<u>市内に本社機能を有し</u>、市外から市内に本社機能の全部又は一部を移転する企業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>①都市再生緊急整備地域</th><th>②その他の市内区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成率</td><td>新設：15% 増設：10%</td><td>新設：10% 増設：7.5%</td></tr> <tr> <td>限度額</td><td colspan="2">2億円</td></tr> </tbody> </table> <p>新規雇用に係る経費はいずれの場合も20万円／人、限度額4,000万円</p>		①都市再生緊急整備地域	②その他の市内区域	助成率	新設：15% 増設：10%	新設：10% 増設：7.5%	限度額	2億円	
	①都市再生緊急整備地域	②その他の市内区域								
助成率	新設：15% 増設：10%	新設：10% 増設：7.5%								
限度額	2億円									
備考	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市本社機能強化促進企業立地助成金交付要綱 ①都市再生緊急整備地域に係る助成率・限度額の規定は令和12年度まで 									
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/10/1/3343.html									
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な集客力を備えた商業機能を強化するとともに、新たな雇用を創出する多様な業務機能を集積 空き店舗への出店やビル低層部の商業利用、市外からのオフィスの移転・開設等を促進など 									
お問合せ	経済局産業政策課企業誘致室 TEL:076-220-2225 mail:kigyou@city.kanazawa.lg.jp									

1 宿泊施設改修事業費補助

対象区域	金沢市内全域
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと ・ラブホテル等に該当しない施設 ・5年以上旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業が営まれていた施設において旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業を営むこと
対象経費・限度額	<p>【対象経費】以下のいずれかに係る経費（合計10万円未満の場合は対象外）</p> <p>(1)宿泊施設の効用を保ち又は高めるために必要と認められる客室又は建物内共用部の内装工事 (2)宿泊客の利便性を高めるための客室又は建物内共用部の設備の設置又は整備 (3)バリアフリー化の促進に必要と認められる客室又は建物内共用部の設備の設置又は整備 (4)伝統工芸品を壁、天井、床等と一体化させる内外装工事又は、 客室又は建物内共用部における伝統工芸品の展示のために必要な設備の設置若しくは整備 (5)デジタル化により利便性を向上させる客室又は建物内共用部の設備の設置又は整備</p> <p>【補助率】1／2</p> <p>【限度額】500万円</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸品は伝産法に基づき指定された伝統的工芸品(6種類)及びその他未指定業種(20種類)で、金沢の伝統工芸品を使用していることの証明が必要です。 ・5月30日までに要望書類を提出してください。（今年度募集は終了しています。）
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankoseisakuka/gyomuannai/1/2/1/6535.html
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外から多くの人々が訪れる広域交通結節点としての特性を生かし、文化の奥深さなどを体感する文化観光を促進するとともに、広域観光の拠点となる格調高いにぎわいと魅力を創出 ・国内外からの来街者が滞在し、広域観光の拠点ともなる宿泊機能を充実など
お問合せ	経済局観光政策課 TEL:076-220-2194 mail:kankou@city.Kanazawa.lg.jp

バリアフリー化事例



金沢箔を用いた内装事例



2 外国人旅行者受入環境整備費補助

対象区域	金沢市内全域
対象者	市内に住所又は事業所を有する宿泊事業者、観光事業者、飲食店営業者又は商業施設運営者
主な要件	<p>(1) 無料の無線 LAN が施設内に整備され、外国人向けに表示していること (2) 英語を含む外国語又は石川県が提供するピクトグラムで案内表示等が用意されていること (3) 英語を含む外国語の食事メニューが用意されていること (4) 外国人旅行者コミュニケーションシートが用意されていること (5) 英語を含む外国語でホームページが整備されていること (6) クレジットカード決済ができること及びその旨を外国人向けに表示していること。 (7) 汎用的な地図検索サービスでビジネスに関する情報を管理・発信できるサービスに、 店舗名、業種、店舗説明文等が登録されていること ※業種により整備必須項目が異なります。詳細についてはURL参照。</p>
対象経費・限度額	<p>【対象経費】以下に係る製作費、工事請負費、翻訳費、物品購入費等 外国語表記、無線LAN、外国語メニュー、外国人旅行者コミュニケーションシート、 外国語ホームページ、免税店登録、クレジットカード、トイレ洋式化、パスポートトリーダー、 多言語音声翻訳システム機器 【補助率】1／2 【限度額】20万円</p>
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 国内外から多くの人々が訪れる広域交通結節点としての特性を生かし、文化の奥深さなどを体感する文化観光を促進するとともに、広域観光の拠点となる格調高いにぎわいと魅力を創出 国内外からの来街者が滞在し、広域観光の拠点ともなる宿泊機能を充実 など
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankoseisakuka/gyomuannai/1/2/1/6536.html
お問合せ	経済局観光政策課 TEL:076-220-2194 mail:promotion@city.kanazawa.lg.jp



3 工芸で彩るもてなし空間魅力向上事業

対象区域	金沢市内全域
主な要件	<p>【宿泊施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと ・ラブホテル等に該当しない施設 など <p>【料亭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の区域内において引き続き 20 年以上料亭を営んでいること ・当該店舗が料亭に該当するものとして、金沢市料理業組合の推薦を受けた者であること
対象経費・限度額	<p>【対象経費】</p> <p>客室又は建物内共用部で使用する金沢の工芸を用いた「装飾品（備品に限る）」の購入費 (合計30万円未満の場合は対象外)</p> <p>【補助率】 1／2</p> <p>【限度額】 100万円</p> <p>【備考】 各年度 1回まで</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・工芸で彩るもてなし空間魅力向上事業費補助金交付要綱
地域整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外から多くの人々が訪れる広域交通結節点としての特性を生かし、文化の奥深さなどを体感する文化観光を促進するとともに、広域観光の拠点となる格調高いにぎわいと魅力を創出 ・国内外からの来街者が滞在し、広域観光の拠点ともなる宿泊機能を充実 ・質の高い文化芸術に触れる機会を充実するとともに、ほんものの魅力の創造・発信により文化観光を推進 など
URL	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kurafutoseisakusuishinka/gyomuannai/3/27028.html
お問合せ	経済局クラフト政策推進課 TEL:076-220-2799 mail:craft@city.kanazawa.lg.jp

加賀友禅



加賀水引

